



http:// www.
okamoto-pat.jp/

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2019 AUGUST / 220号

★ 2019年意匠法改正と関連意匠 ★

今月は改正意匠法のうちの関連意匠の改正部分を見てみたいと思います。「関連意匠」とは、自己の出願意匠または自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠をいいます。関連意匠登録を行うことで、類似範囲を明確化したり類似部分の保護を強化したりできるというメリットがあります。

現行法では、関連意匠を出願できる期間は、本意匠の意匠登録出願の日から意匠公報掲載までと規定されており（現法10条1項）、8ヶ月程度しかありません。また、関連意匠として出願できる意匠は、本意匠に類似する意匠に限られ、関連意匠に類似する意匠を関連意匠として出願することができません（現法10条1項、3項）。

今回の改正により、本意匠の意匠登録出願日から10年を経過する日前であれば関連意匠を出願できることとなります（新法10条1項、下記条文）。関連意匠にのみ類似する意匠の登録も認められることとなります（新法10条4項）。

改正意匠法

第十条（関連意匠）

1. 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（中略）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であって、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

本意匠の出願から例えば5年後に関連意匠出願すれば、その頃までには通常、本意匠が意匠公報に掲載され、製品が市販されたりしているでしょうから、何も手当てしなければその出願は新規性がないとして拒絶されてしまいます。それを避けるために、自己の本意匠との関係においては、たとえ公知になったとしても関連意匠出願は拒絶されないという規定が設けられました（新法10条2項）。

しかし、他人の出願や他人の実施により公知となった意匠については、そのような特例はありませんから、普通の出願と同じように審査され、拒絶される場合もあり得ます。また、外国に出願する場合、本改正のような規定が外国にはほとんどないので、日本の本意匠登録掲載の意匠公報により、有効な意匠登録が得られなくなる可能性が高くなると考えられます。関連意匠であっても、10年の猶予期間があると思わずに、なるべく早く出願すべきでしょう。

意匠権の存続期間は、現行法では設定登録の日から20年となっております（現法21条1項）、改正後は、意匠登録出願の日から25年に変更されます（新法21条1項）。同様に関連意匠登録についても意匠登録出願の日から25年に変更されます（新法21条2項）。現行法では「設定登録の日から」となっているところが、特許権と同様に「出願の日から」に変更されている点は注意が必要です。

改正法の施行日は現在未定です。公布の日から記載して1年以内の範囲内で政令により定められます。